

平成16年7月2日
経済産業省

外国為替及び外国貿易法違反企業に対する警告について

神鋼商事株式会社が行った外国為替及び外国貿易法違反について、本日、貿易経済協力局長名により警告を行った。

1. 違法輸出の概要

神鋼商事株は、平成13年3月から平成15年1月までの間、規制貨物であるアルミニウム合金及び弁を、経済産業大臣の許可を受けることなく違法に台湾、米国及び韓国向けに輸出を行った。

(注) 上記規制対象貨物は、核兵器や化学兵器の開発等に転用される可能性がある貨物として、国際的合意に基づき、外国為替及び外国貿易法（輸出貿易管理令別表第一の2の項、3の項）により規制されている。

なお、無許可で輸出されたこれらの貨物は、いずれも核兵器開発、化学兵器開発の懸念される用途に使用されることなく、現地会社等において、民生用途（プラスチック金型製作部材、ペットボトルブロー成形用の金型、三フッ化窒素ガス製造用設備の部分品等）に使用されていることが確認されている。

2. 当省の対応

本日、貿易経済協力局長名により、該社に対し再発防止の徹底を求める警告書を発出した。

なお、その際、該社からは、今回の違法輸出について十分に反省し、今後同様の違反を行わないよう、輸出管理体制の整備及び実施の徹底を図るとの報告とともに、これらにより再発防止に万全を期する旨の表明があった。

(警告対象企業)

神鋼商事株式会社

大阪府大阪市中央区北浜二丁目6番17号

代表取締役社長 森脇 亞人

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

安全保障貿易管理課安全保障貿易検査官室

担当者：田上、宇佐美

電話：03-3501-1511(内線 3276~8)

03-3501-2841(直通)